

改 正 案

現 行

		<p>第一章 総則</p> <p>第一節 通則</p> <p>（基準器を用いる計量器の検査及び基準器検査を受けることができる者）</p> <p>第二条 法第百二条第一項の経済産業省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるとおりとし、法第百二条第二項の経済産業省令で定める基準器検査を受けることができる者は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄のとおりとする。</p>				
検定	(略)	(略)	(略)	(略)	計量器の検査	基準器検査を受けることができる者
<p>都道府県知事、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）、日本電気計器検定所又は指定検定機関</p>		(略)	(略)	(略)	計量器の検査	基準器検査を受けることができる者
検定	(略)	(略)	(略)	(略)	計量器の検査	基準器検査を受けることができる者
<p>都道府県知事、独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）、日本電気計器検定所又は指定検定機関</p>		(略)	(略)	(略)	計量器の検査	基準器検査を受けることができる者

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第六章 体積基準器
 第一節 構造に係る技術上の基準
 第二款 基準ガスメーター

(表記)

第六十三条 基準ガスメーターであつて湿式のもの（以下「基準湿式ガスメーター」という。）には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

- 一及び二 (略)
- 三 二以上五以下の使用流量

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

第六章 体積基準器
 第一節 構造に係る技術上の基準
 第二款 基準ガスメーター

(表記)

第六十三条 基準ガスメーターであつて湿式のもの（以下「基準湿式ガスメーター」という。）には、その見やすい箇所に、次に掲げる事項が表記されていなければならない。

- 一及び二 (略)
- 三 計量室の体積が二十リットルを超えるものにあつては、その使用流量範囲

2から4 (略)

第百八十二条 基準湿式ガスマーターは、検査流量における器差と相隣る検査流量の器差の差が〇・五パーセントを超えるものであつてはならない。

2 基準湿式ガスマーター以外の基準ガスマーターは、表記された使用流量における器差と当該使用流量の〇・五倍の使用流量における器差との差が、一パーセントを超えるものであつてはならない。

第三節 検査方法

第二款 基準ガスマーター

(検査流量)

第二百三十八条 基準ガスマーターの検査流量は、表記された流量とする。

2から4 (略)

第百八十二条 基準湿式ガスマーター以外の基準ガスマーターは、表記された使用流量における器差と当該使用流量の〇・五倍の使用流量における器差との差が、一パーセントを超えるものであつてはならない。

第三節 検査方法

第二款 基準ガスマーター

(検査流量)

第二百三十八条 基準湿式ガスマーター(次項に規定するものを除く。)の器差の検査を行う流量(以下この章において「検査流量」という。)は、計量室の体積に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる流量並びに〇・一立方メートル毎時及び同表に掲げる流量のうち、基準器検査を受けようとする者の申請による二以内の流量とする。

計量室の体積	流量(一時間当たり)
五リットル以下	〇・二立方メートル及び〇・三立方メートル
十リットル以下	〇・三立方メートル、〇・六立方メートル及び一立方メートル

(削る)

(削る)

第十二章 騒音基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(附表)

第三百八十一条 騒音基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていなければならない。

- 一 (略)
- 二 周波数が、百二十五ヘルツ、千ヘルツ、四千ヘルツ及び八千ヘルツ（以下この章において「各周波数」と総称する。）
についての音圧感度並びにその測定をした年月日

第三節 検査方法

二十リットル以下	一立方メートル、一・二立方メートル、 二立方メートル及び三立方メートル
----------	--

2| 基準湿式ガスメーター（計量室の体積が二十リットル以下のものを除く。）であつて、流量範囲の表示のあるものの検査流量は、その流量範囲内の任意の五点以下とする。

3| 基準湿式ガスメーター以外の基準ガスメーターの検査流量は、表記された流量とする。

第十二章 騒音基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(附表)

第三百八十一条 騒音基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていなければならない。

- 一 (略)
- 二 周波数が、二十ヘルツ、三十ヘルツ、五十ヘルツ、百ヘルツ、百五十ヘルツ、二百ヘルツ、三百ヘルツ、五百ヘルツ、七百ヘルツ、千ヘルツ、千五百ヘルツ、二千ヘルツ、三千ヘルツ、四千ヘルツ、五千ヘルツ、六千ヘルツ、七千ヘルツ、八千ヘルツ、九千ヘルツ、一万ヘルツ、一万千ヘルツ、一万二千ヘルツ及び一万二千五百ヘルツ（以下この章において「各周波数」と総称する。）
についての音圧感度並びにその測定をした年月日

第三節 検査方法

(安定性の検査)

第三百八十六条 騒音基準器が第三百八十三条の規定に適合するかどうかの検査は、周波数千ヘルツにおける音圧感度を十日以内にそれぞれ二十四時間以上の間隔をおいて五回以上測定した場合に、その平均値に対する標準偏差の比及び温度変化一度当たりの音圧感度の変化率を求めて行う。この場合において、それぞれの値は、〇・三パーセント以下でなければならない。

第十三章 振動基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(付表)

第三百九十条 振動基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていないなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 周波数が、四ヘルツ、六・三ヘルツ、八ヘルツ、十六ヘルツ及び三十一・五ヘルツの各周波数(以下この章において「各周波数」と総称する。)についての感度及びその測定をした年月日(基準器検査の申請前三月以内に行ったものに限る。)

様式第 1 (第 6 条関係)

基準器検査申請書

都道府県知事 殿

(国立研究開発法人産業技術総合研究所)

(日本電気計器検定所)

(安定性の検査)

第三百八十六条 騒音基準器が第三百八十三条の規定に適合するかどうかの検査は、周波数五百ヘルツにおける音圧感度を十日以内にそれぞれ二十四時間以上の間隔をおいて五回以上測定した場合に、その平均値に対する標準偏差の比及び温度変化一度当たりの音圧感度の変化率を求めて行う。この場合において、それぞれの値は、〇・三パーセント以下でなければならない。

第十三章 振動基準器

第一節 構造に係る技術上の基準

(付表)

第三百九十条 振動基準器には、次に掲げる事項を記載した表が付されていないなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 周波数が、一ヘルツ、二ヘルツ、四ヘルツ、六・三ヘルツ、八ヘルツ、十六ヘルツ、三十一・五ヘルツ、六十三ヘルツ及び八十八ヘルツの各周波数(以下この章において「各周波数」と総称する。)についての感度及びその測定をした年月日(基準器検査の申請前三月以内に行ったものに限る。)

様式第 1 (第 6 条関係)

基準器検査申請書

都道府県知事 殿

(独立行政法人産業技術総合研究所)

(日本電気計器検定所)

年 月 日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
- 2 基準器検査を受ける計量器の数量
- 3 1個あたりの手数料及び手数料の合計
- 4 基準器を用いる計量器の検査
- 5 基準器検査を受けようとする場所
- 6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所 (居所)

氏名 (名称)

7 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

8 その他

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 基準器を用いる計量器の検査の項には、第2条第1項に定める計量器の検査を記載すること。
- 3 代理人の項には、代理人により基準器検査をうけるときのみ記載すること。
- 4 その他の項には、基準ガスメーターの基準器検査については希望する検査流量を、基準器検査成績書に器差を記載する箇所について希望があるときは、その希望する箇所を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するも

年 月 日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

- 1 受けようとする基準器検査の種類及び基準器検査を受ける計量器の型式又は能力
- 2 基準器検査を受ける計量器の数量
- 3 1個あたりの手数料及び手数料の合計
- 4 基準器を用いる計量器の検査
- 5 基準器検査を受けようとする場所
- 6 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者

住所 (居所)

氏名 (名称)

7 代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

8 その他

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 基準器を用いる計量器の検査の項には、第2条第1項に定める計量器の検査を記載すること。
- 3 代理人の項には、代理人により基準器検査をうけるときのみ記載すること。
- 4 その他の項には、基準ガスメーターの基準器検査については希望する検査流量を、基準器検査成績書に器差を記載する箇所について希望があるときは、その希望する箇所を記載すること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するも

のとする。

様式第 3 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

基 準 器

種 類
型式又は能力
器 物 番 号
(1) 器 差

表 寸 量	器 差

(2) 器差の補正の方法

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) 用途又は使用の方法

(5) その他

年 月 日

都道府県

(国立研究開発法人産業技術総合研究所) 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

のとする。

様式第 3 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

基 準 器

種 類
型式又は能力
器 物 番 号
(1) 器 差

表 寸 量	器 差

(2) 器差の補正の方法

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) 用途又は使用の方法

(5) その他

年 月 日

都道府県

(独立行政法人産業技術総合研究所) 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 5 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

体積基準器

種類
型式又は能力
器物番号
(1) 器 差

使用流量	器 差	圧 力 損 失

- (2) 器差の補正の方法
- (3) 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 用途又は使用の方法
- (5) その他 年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 1 1 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

様式第 5 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

体積基準器

種類
型式又は能力
器物番号
(1) 器 差

使用流量	器 差	圧 力 損 失

- (2) 器差の補正の方法
- (3) 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 用途又は使用の方法
- (5) その他 年 月 日

独立行政法人産業技術総合研究所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 1 1 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

騒音基準器

種類 基準静電型マイクロホン
器物番号

(1) 音圧感度の周波数特性
(音圧感度レベルは1V/Paを0dBとする。)

測定周波数 (Hz)	音圧感度レベル (dB)

第 号

騒音基準器

種類 基準静電型マイクロホン
器物番号

(1) 音圧感度の周波数特性
(音圧感度レベルは1V/Paを0dBとする。)

測定周波数 (Hz)	音圧感度 (dB)	測定周波数 (Hz)	音圧感度 (dB)
20		3000	
30		4000	
50		5000	
100		6000	
150		7000	
200		8000	
300		9000	
500		10000	
700		11000	
1000		12000	
1500		12500	
2000			

(2) 測定条件 温度 °C、相対湿度 %、気圧 kPa、バイアス電圧 V

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 測定条件 温度 °C、湿度 %、気圧 hPa、バイアス電圧 V

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) その他

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 1 2 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

振動基準器

種 類 基準サーボ式ピツクアップ

器物番号

信号変換器の器物番号

(1) 感度の周波数特性

測定周波数 (Hz)	1メートル毎秒毎秒当たりの電圧 (V)

(4) その他

年 月 日

独立行政法人産業技術総合研究所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 1 2 (第 2 3 条関係)

基準器検査成績書

第 号

振動基準器

種 類 基準サーボ式ピツクアップ

器物番号

信号変換器の器物番号

(1) 感度の周波数特性

測定周波数 (Hz)	1メートル毎秒毎秒当たりの電圧 (V)
1	
2	
4	
6	
8	
16	
31	
63	
80	

(2) 測定条件

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) その他

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13 (第27条関係)

不 合 格 票	
基行 準つ 器た 検計 査量 を器	
不 合 格 理 由	
年 月 日	

(2) 測定条件

(3) 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(4) その他

年 月 日

独立行政法人産業技術総合研究所

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13 (第27条関係)

不 合 格 票	
基行 準つ 器た 検計 査量 を器	
不 合 格 理 由	
年 月 日	

都 道 府 県 知 事
(国立研究開発法人産業技術総合研究所)
(日本電気計器検定所) 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。

都 道 府 県 知 事
(独立行政法人産業技術総合研究所)
(日本電気計器検定所) 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 5 とすること。